(令和3年11月 改訂版)

1. 基本方針の作成について

- (1) 基本方針の作成に当たっては、国や日本スポーツ協会、開催都県教育委員会、開催都県高体連などが示すガイドライン等を基本とし、関東競技専門部が作成する。
- (2) 競技別の感染症拡大防止対策の実施に当たっては、競技特性に応じた対応の必要性から当該中央競技団体及び関東競技団体が示す内容を最大限尊重する。
- (3) 宿泊に関しては、宿泊施設が定める「宿泊施設関連の業界団体におけるコロナウイルスガイドライン」に従う。
- (4) 開閉会式及び諸会議等については感染拡大防止の観点から、中止または必要最小限の規模での実施を検討する。

2. 感染防止の責任者の配置

- (1) 大会等の開催に係る新型コロナウイルスへの感染防止の責任者を配置する。大会等が複数の会場で実施される場合には、会場ごとに当該会場における責任者も合わせて配置する。
- (2) 大会等の開催に当たり、体調不良者への対応や検査等において医療機関との連携が必要となる場合を想定し、大会等の会場付近の医療機関とあらかじめ受診や検査等について調整を行う。
- (3) 参加する学校 (複数の学校が合同で参加する場合には代表校) や団体ごとに、当該学校等の参加者における感染防止の責任者を配置させる。

3. 大会実施可否の判断について

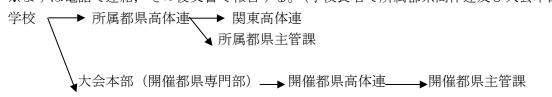
- (1) 大会実施可否については、開催都県高体連及び関東競技専門部と緊密な連携の下、本連盟が決定する。
- (2) 大会実施可否の決定については、競技ごとの決定とする。
- (3) 大会実施可否の決定については、大会実施2か月前を目安とし、理事会等で諮るものとする。 ただし、大会実施を決定後に感染状況が拡大した場合は、大会直前であっても中止があり得る。
- (4) 大会を中止する場合の要件としては下記のものが挙げられる。
 - ・中央競技団体及び開催都県等から大会開催不可等の指示が出された場合。
 - ・移動及び宿泊等の制限により、出場できない都県が一つでも生じた場合。
 - ・開催予定の都県及び会場が受け入れ制限を行うため予定していた会場を使用できない場合は会場変更を検討する。会場変更ができない場合については中止とする。

4. 大会を中止した場合の対応について

- (1) 開催地のスライドは行わない。(開催年度の変更は行わない)
- (2) 大会回数はカウントし、「中止」と記録する。
- (3) 連続優勝、出場等については途切れずに続いているものとみなす。
- (4)優勝旗・杯等については前年度優勝校が管理し、次年度開催の際に返還する。
- (5) 関東大会がインターハイ予選を兼ねている競技は専門部で選出方法を検討する。 ※決定戦を行う場合は全国専門部の主催で行うものとする。(関東高体連は主催できない)
- (6) 参加料は必要経費を差し引いた額を返金する。(要項に明示する必要あり。)
- (7) 宿泊のキャンセル料は宿泊施設の規定に沿って各学校で対応。 ※(6)(7)については、大会を開催したが学内での感染拡大状況により学校長の判断で参加を 取りやめた場合においても同様の取扱いとする。
- (8) 会場費のキャンセル料については関東競技専門部及び開催都県高体連での負担を原則とする。
- (9) 代替大会は開催しないものとする。

- 5. 大会当日に発熱など感染の疑い例が発生した場合の対応について
 - (1) 大会当日からは、主管である関東種目専門部が対応する。
 - (2) 当日の発熱や健康チェックシートにチェックが入らない項目がある場合は、該当校の責任者は大会本部に申告し、大会本部は状況を確認して出場について判断する。
 - (3) 大会参加に当たり、37.5 度以上の発熱者及び健康チェックシートにチェックが入らず出場が不可 と判断された者が、競技別・男女別など同一学校内の行動を共にする者から複数(2名以上)出 た場合、大会の安全な運営を最優先し、該当校内の関係選手の出場を停止する。
- (4) 発熱などの感染疑いがある場合は、危機管理マニュアルの「第2章 緊急事案発生時の対応 -1 傷病者の対応 (3) 感染症(はしか・インフルエンザ等)」 に則って対応する。
- (5) 隔離は原則別室で行い、安全に帰宅させる。
- (6) 緊急性があると判断した場合は救急車を要請し、症状等を説明したうえで指示を仰ぐ。 状況によっては管轄の保健所へ連絡し、指示を仰ぐ。その際に濃厚接触者を特定するために行動 履歴が必要なことから、会場内等での接触について確認を行う。
- (7) 報告については、危機管理マニュアルの「傷病者発生における対応フロー」に則って運営本部が 行う。また、当該校所属長及び保護者への連絡については引率責任者が行うものとする。
- 6. 不参加が決定された場合の連絡系統

※まずは電話で連絡、その後文書で報告する。(学校長名で所属都県高体連及び大会本部)



7. 大会終了後, 感染が確認された場合の連絡系統



※大会本部(専門部)は管轄保健所等からの指示について所属都県高体連及び各都県専門部委員長へ報告する。

8. その他

- ・登録選手の入れ替え等、出場不可の場合の対応基準を参加校への事前周知を徹底しておく。
- ・大会会場入場者数は、選手登録者の他は必要最小人数にとどめるよう大会本部で設定し、事前に周 知する。

<基本方針作成の考え方>

- ・各競技専門部は大会開催都県等で作成している基本方針等をベースにし、競技の特性に応じて加筆・ 修正を行い作成する。あるいは「別紙○○に記載の基本方針を遵守するものとし、競技中における 感染防止対策については以下のとおりとする。」などと記載しても良い。
- ・観客の有無及び範囲については開催都県や会場の状況等を参考に競技専門部で決定する。